

福井市目指せ介護離職ゼロ推進 奨励金のご案内



介護を理由とした離職を防ぎ、介護と仕事を両立できる職場環境を整備することを目的として、労働者に介護休業または介護短時間勤務制度等を利用させた事業主に奨励金を交付します。

対象となる事業主

次の全てに該当する事業主

- (1)福井市内に事業所又は営業所を有すること。
- (2)中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (3)労働者に介護休業または介護短時間勤務制度等(※)を利用させた事業主であること。

令和5年度から
メールでの申請が
できるようになりました。

※介護短時間勤務制度等とは、以下のいずれかをいいます。

★1日の所定労働時間を6時間以下とする短時間勤務制度

※短縮前の所定労働時間が1日あたり6時間以下の場合と所定労働日数が2日以下の場合を除きます。

★フレックスタイム制度

★1日の所定労働時間を変更することなく、始業時刻または終業時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度(時差出勤の制度)

- (4)市税の滞納がない事業主であること。

対象となる労働者

次の全てに該当する労働者

- (1)雇用保険の一般被保険者であること。
- (2)要介護状態の家族を持つ労働者で、連續して2週間以上の期間で介護休業又は介護短時間勤務制度等を利用すること。
- (3)市内の事業所又は営業所で勤務していること。

奨励金の額

制度の利用期間（一定期間）	奨励金の額
2週間以上～1か月末満	5万円
1か月以上	10万円

※申請は同一年度内において労働者1名です。

★詳しい申請の流れは裏面をご覧ください★

問合せ先・提出先

ご不明な点は、お気軽にお問合せください。

福井市しごと支援課

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 アオッサ5階

TEL:0776-20-5321 FAX:0776-20-5323

メール:shigoto@city.fukui.lg.jp

CHECK!

申請手続き

事業所

① 受給資格認定の申請(メール可)

福井市

<申請期限>

介護休業・介護短時間勤務制度等の利用開始前に提出

<提出書類等>

- 奨励金受給資格申請書（様式第1号）
- 就業規則等（介護休業・介護短時間勤務制度等が規定されていることが確認できる書類）
- 事業所所在地及び事業内容が確認できる書類
(ホームページに記載の会社概要、登記事項証明書等)
- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- 介護休業・介護短時間勤務制度等の利用前の勤務時間が確認できる書類
(就業規則、労働条件通知書等)
- 介護休業・介護短時間勤務制度等の利用申出書及び利用承認通知

事業所

② 受給資格認定

福井市

事業所

③ 交付申請(メール可)

福井市

<申請期限>

介護休業・介護短時間勤務制度等の利用期間が終了した日または開始から1か月経過した日の
いずれか早い日の翌日から起算して2か月以内に提出

<提出書類等>

- 奨励金交付申請書（様式第4号）
- 受給資格認定書の写し
- 介護休業・介護短時間制度利用等の利用前後のタイムカードの写し（勤務時間が分かるもの）
- 賃金台帳の写し

事業所

④ 交付決定及び額の確定

福井市

事業所

⑤ 請求書提出

福井市

<提出書類>

- 奨励金交付請求書（様式第6号）

事業所

⑥ 奨励金の交付

福井市

★各様式については、「ふくいおしごとネット」からダウンロードしてご利用ください。
(https://fukui-shigoto.net/information/detail.php?news_id=39)